

高校生等奨学給付金（私立）

申請の手引き 令和8年度

家計急変世帯

1 概要

高校生等奨学給付金は、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減するために支給されます。

保護者等が失職・倒産等（本人の責めによらないもの）により家計が急変し、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯も給付の対象となります。

2 給付対象者

申請日において次の要件を全て満たす世帯

- ・高等学校等就学支援金（高校生等新修学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金を含む）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
（特別支援学校の高等部及び専攻科の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- ・保護者等が三重県内に居住している世帯
（保護者等が1人でも海外に居住している場合は対象外。）
- ・令和8年1月1日以降に家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額に相当する額の合算額が、下記の表に該当する世帯

世帯種別		給付額（金額は異なる場合があります）		
家計急変後の世帯年収目安	家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額の合算額	全日制等	通信制	専攻科
約 270 万円未満	非課税（0円）	152,000 円	52,100円	52,100円
約 270～380 万円世帯	105,500 円未満	50,670 円	17,370円	17,370円
約 380～490 万円世帯	105,500 円～182,500 円未満	38,000 円	13,030円	—
約 380～600 万円世帯	105,500 円～264,500 円未満の扶養する子が3人以上いる世帯	—	—	13,030円

※7月2日以降に家計急変した場合や10月以降の申請は月数に応じて算定しますので上記の給付額とは異なります。

※生活保護（生業扶助）受給世帯は対象になりません。

※生徒の国籍、在留資格等により給付額が異なる場合や給付できない場合があります。

3 家計急変の対象となる事由

- ・被災等による収入減
- ・保護者等の病気等による長期療養
※医師の診断書等がない場合は対象としない。
- ・保護者等の離婚、死別
※別居等は対象としない。
- ・会社の倒産、解雇等による失職
※定年退職、自己都合による退職、契約期間満了による退職等は対象としない。
※雇用保険者被保険者
離職票（又は雇用保険受給資格証）において、下記の理由コードに当てはまる場合は対象となる。

1A(11)	解雇（１Ｂ及び５Ｅに該当するものを除く。）
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職（雇用期間３年以上雇用止め通知あり）
2B(22)	特定雇い止めによる離職（雇用期間３年未満等更新明示あり）
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間３年未満等更新明示なし）
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職 （３Ａ、３Ｂ又は３Ｄに該当するものを除く。）
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間１２ヵ月未満）

（参考）５Ｅ：被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

4 申請者

保護者等

5 基準日

申請日（学校に提出した日、郵送の場合は消印日）

6 申請期限

家計急変後、随時（令和８年１２月２５日）必着

※申請期限を過ぎての申請は受付出来ませんのでご了承ください。

7 申請に必要な書類

(1) **高校生等奨学給付金受給申請書（家計急変世帯）**（様式 1）

※その 1 及びその 2 は全員提出、その 3 は生徒が外国籍の場合提出

(2) **生徒の住民票**（外国籍の場合は「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる住民票）

※交付日が申請日前後 1 か月以内のもの

※**個人番号の記載がないもの**

※生徒の住民票と保護者等の住民票を世帯で取得していただいてかまいません。

(3) **保護者等全員の住所地が確認できる住民票**（保護者等全員分・原本）

※交付日が申請日前後 1 か月以内のもの

※**個人番号の記載がないもの**

※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。

(4) **家計急変による申請理由書**

(5) **保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類**

※提出書類の詳細については「**8 家計急変の事由と証明書類**」を参照してください。

(6) **家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類**

※提出書類の詳細については「**9 収入状況を確認する書類**」を参照してください。

(7) **扶養誓約書**

(8) ~~（県外の高等学校等に通う高校生等の場合）在学証明書（様式 2）~~

(9) **振込口座届**（様式 4）

※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。

申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式 5）を提出すること。

(10) **委任状**（様式 5）

※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。

※（9）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。

(11) **個人対象要件証明書**

※専攻科のみ提出が必要。

(12) **扶養親族申告書**

※専攻科で道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 264,500 円未満かつ

扶養する子が 3 人以上いる世帯のみ提出が必要。

◎申請に必要な書類で、受給資格の判断ができない場合や記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出を求めますのでご承知おきください。

8 家計急変の事由と証明書類

事由	証明書類
失職	下記のいずれか（写し可） ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
離婚、死別	下記のいずれか（写し可） ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・離婚届受理証明書 ・住民票の除票（死亡日記載）
事故、病気	・医師による診断書及び（写し可） ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書 ※休職の期間及び給与等支給状況について記載した証明書が必要 （当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。）
被災害	・罹災証明書（写し可）
廃業	下記のいずれか（写し可） ・廃業等届出 ・破産宣告通知書
個人事業主で 収入減	下記のいずれか（写し可） ・公的支援金受給証明書 ・家計急変の発生事由が確認できる書類
給与所得者で 収入減	・減額通知書 （様式は県私学課のもの又はその他の様式でも可。 当該通知書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。）

9 収入状況を確認する書類

家計急変前の収入 を証明する書類	・令和8年度 課税証明書：保護者等全員分（父母）のもの ※市役所、町役場で取得し、抜き取らず全員分を提出してください。 ※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。 ※扶養親族の記載が省略されていないもの
---------------------	---

家計急変後の収入を証明する書類 ※保護者等全員分（父母）のもの	給与所得者 （①～③のいずれか 1 つ及び④（※④は該当のある方のみ提出）） ① 会社作成の給与見込 3 か月分以上 ② 会社作成の給与見込 1 か月分 + 直近の給与明細 2 か月分 ③ 会社作成の直近の給与明細 3 か月分 ④ 給与所得以外の住民税の対象になる所得を確認する書類 ※給与見込及び給与明細は申請日の直近のものがが必要です。 ①～④はいずれも写し可 個人事業主（①は必須、①に加えて②又は③） ① 令和 8 年 1 月～申請日の直近の所得確定月までの会計帳簿の写し ② 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 ③ 年間収支見込計算書（※様式は私学課のもの） （令和 7 年分確定申告書の写しの添付も必須） ◎ 解雇等で上記がない場合、民生委員等の無職無収入証明書 （※任意様式）又は無収入申立書（※様式は県私学課のもの）
---	--

1 0 注意点

※申請について電話、手紙等により確認することがあります。
連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

1 1 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・
在学する高等学校等
鈴鹿高等学校・鈴鹿中等教育学校 事務局（事務担当 大矢）
電話 059-378-0307 （受付 平日 8：00～18：00）
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・
〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県環境生活部 私学課 奨学給付金担当
電話 059-224-2161 （受付 平日 9：00～12：00
13：00～17：00）
※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。